

## 「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」の一部改正

### 第1 改正理由

#### 1 歓楽街の現状

県内の歓楽街においては、「キャッチ」と呼ばれる接待飲食店従業員等による執ような客引き行為等が常態化するなど、清浄な風俗環境が維持されているとは言えず、この状況が続けば、県民の治安に対する不安感はもとより、沖縄観光のイメージダウンにもなりかねない状況にある。

#### 2 現行条例による取締の限界

現行条例では、客引きにいたらない、「誘引」「客待ち」や役務に従事する者に対する「勧誘」等の行為は規制できず、更に罰則も軽く抑止機能が不十分であることから、**規制する禁止行為を拡充し、罰則を強化することにより、清浄な風俗環境を確保し、県民及び滞在者の平穏な生活を確保する必要がある。**

### 第2 改正条例の概要

#### 1 客引き行為の禁止（禁止行為の拡充）

現行条例では、ストリップショーなどの「わいせつな見せ物」等の業種のみに関する客引き行為を対象としていたが、改正条例では、「人の性的好奇心をそそる営業」やキャバレーなどの「**歓乐的雰囲気**を醸し出す営業」及び「**風俗案内所**」まで業種を拡充。また、すべての業種を対象とした、執ような方法での客引きも拡充。

罰則：50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

#### 2 誘引行為の規制（新設）

- (1) 「人の性的好奇心をそそる営業」、「**歓乐的雰囲気**（卑わい性を伴う営業）を醸し出す営業」に関し、客又は従業員となるように誘引する行為の規制を新設。

罰則：50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

- (2) 「**歓乐的雰囲気**（卑わい性を伴わない営業）を醸し出す営業」や「**風俗案内所**」に関し、客となるように誘引する行為及び「**歓乐的雰囲気**（卑わい性を伴わない営業）を醸し出す営業」に関し、従業員となるように誘引する行為に違反する場合、警察官により当該誘引をやめるべき旨を命ずる規定を新設。（警察官による中止命令）

罰則：30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

#### 3 勧誘（スカウト）行為の規制（新設）

「人の性的好奇心をそそる営業」及び「**歓乐的雰囲気**を醸し出す営業」に関する勧誘（スカウト）行為の規制を新設。

罰則：50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

#### 4 客待ち行為の規制（新設）

- (1) 公安委員会が客待ち行為の規制を行う必要性が高い地域として指定した地域内（那覇市松山地区等を想定）において、前記規定の1、2の(1)及び3に違反したと認められる者に対し、警察官により当該客引き等の相手方となるべき者を待つことをやめるべき旨を命ずる規定を新設。（警察官による中止命令）

罰則：20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

#### 5 客引き等の指示者に対する重罰規定

対償を供与し、又はその約束をして客引き等をさせた者を重罰化とする規定を新設。

#### 6 両罰規定

客引き等の行為者を罰するほか、法人等の事業主も罰する規定を新設。

#### 7 行政処分規定

事業者、従業者等が客引き等の違反をした場合の、公安委員会による指示又は事業停止命令の行政処分規定を新設。

#### 8 その他の改正

- (1) 第1条（目的）

条文中に「滞在者」を明示した。

- (2) 第2条（粗暴行為の禁止）

沖縄都市モノレールの開通に伴い「駅」及び「電車」を明示するとともに罰則を強化した。

- (3) 第3条（卑わいな行為の禁止）

男性に対する卑わいな行為を禁止する必要があることから「**婦女**」を「**他人**」に改めるとともに罰則を強化した。

### 第3 施行日

平成19年9月1日（土）